

函館市結核予防費補助金交付要綱

1 趣旨

結核予防事業に対する補助金の交付については、函館市補助金等交付規則（昭和 6 2 年函館市規則第 4 3 号）の規定によるほか、この交付要綱に定めるところによる。

2 補助事業者

学校（専修学校および各種学校を含み、修業年限が 1 年未満のものを除く。以下同じ。）または、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成 1 0 年政令第 4 2 0 号。以下「政令」という。）第 1 1 条で定める施設の設置者（函館市内に存在する学校または施設の設置者に限るものとし、設置者が国、道および市であるものを除く。）とする。

3 補助対象事業

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 4 号。以下「法」という。）第 5 3 条の 2 第 1 項の規定に基づく定期の健康診断を対象とし、補助対象経費は法第 5 8 条の 3 に基づき支弁する費用（ただし、消費税および地方消費税相当額を除く。）とする。

4 交付申請期日

事業完了の日から 3 0 日以内または当該年度の 2 月末日までのいずれか早い日とする。

5 交付基準

法第 6 0 条第 1 項、第 6 4 条の 2 および政令第 2 6 条第 1 項の規定に基づき函館市が交付する補助金の基準算定額は、事業実施年度の前年度における感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱で定める健康診断（結核に限る）の基準単価を用い、別紙様式 3 により算出するものとする。

6 交付申請

この補助金の交付申請は、実績をもって行うものとし、当該申請に当たっては、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 交付申請書（別紙様式 1）
- (2) 事業精算書（別紙様式 2）

- (3) 事業実績書（別紙様式 3）
- (4) 健康診断費内訳明細書（別紙様式 4）
- (5) 健康診断の内容が記載された医療機関からの領収書等の写し
- (6) 健康診断を受けた者の氏名および生年月日がわかる書類（施設の設置者のみ提出）
- (7) その他市長が必要と認める書類

7 額の確定

市長は、前項の規定による交付申請を受けたときは当該内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定および額の確定を行い、補助事業者別に別紙様式 5 により通知するものとする。

8 交付条件

この補助金の交付に当たっては、別紙様式 5 に定める通知文にある条件を付すものとする。

9 添付資料

交付申請に当たり提出する 6（5）の書類は、次について記載されている書類を原本照合（原本照合は申請者が行う。）の上、写しを提出するものとする。

- (1) 健康診断の内容
- (2) 健康診断を受けた者の人数
- (3) 消費税額（地方消費税額を含む）

附 則

この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。